（様式第７号）

令和　　年　　月　　日

（宛先）山形市病院事業管理者

住　所（ 所在地 ）

法人名又は事業者名

代 表 者 職 氏 名

誓約書

　　山形市立病院済生館 新病院整備基本設計業務 前編 公募型プロポーザルへの参加に当たり、次の事項について誓約します。

＜誓約事項＞

⑴　参加主体

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は設計共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

⑵　単独の法人で参加の場合

単独の法人で参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア　地方自治法施行令１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

イ　山形市契約規則（昭和３９年市規則第１８号）第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ　本市の指名停止期間中でないこと。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

オ　会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ　山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

キ　宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

ク　税の滞納がないこと。

ケ　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規程による一級建築士事務所の登録を受けていること。

コ　過去１５年間（業務完了日が平成２２年４月１日以降。以下同じ。）に、建設後の一般病床の許可病床数（当該許可が未了の場合は基本計画等に記載された予定病床数。以下同じ。）が４００床以上である免震構造の病院（医療法第１条の５第１項に規定する病院をいう。以下同じ。）について、新築又は全面改築に係る設計業務（基本設計業務又は実施設計業務をいう。以下同じ。）を元請けとして受託し、履行完遂した実績を有すること。なお、当該実績は当該法人に係る本店及び支店・営業所等、営業活動を行う全ての拠点におけるものと取り扱って差し支えない。

⑶　共同企業体で参加の場合

共同企業体で参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア　共同企業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の全員が⑵-ア～クの要件

を満たすものとする。

イ　共同企業体は、自主結成によるものであること。また、共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表企業」という。）の出資比率は過半であること。

ウ　代表企業が山形市病院事業管理者（以下「管理者」という。）との契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。

エ　代表企業は、⑵-ケ及びコの要件を満たしていること。

オ　構成員のうち業務遂行に大きな影響を及ぼす者の変更は、原則として認めない。

⑷　業務実施上の要件

ア　業務の実施体制

(ア)　管理技術者(前編業務の管理及び統括等を行う者とする。以下同じ。)１名及び総合（意匠）・構造・電気設備・機械設備の各業務分野における主任技術者（管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括し、委託者との窓口業務を担当する者とする。以下同じ。）をそれぞれ１名選任することとし、兼任することはできないものとする。

(イ)　共同企業体においては、管理技術者及び総合（意匠）主任技術者は、代表企業から選任すること。

(ウ)　構造・電気設備・機械設備の各主任技術者については、共同企業体における代表企業以外の構成員（以下「その他構成員」という。）又は本公募型プロポーザルに参加申込を行おうとする者があらかじめ定める協力企業（以下「協力企業」という。）から選任することを妨げない。その場合、当該その他構成員又は協力企業は、⑵-ア～ケの要件を全て満たしていること。

イ　管理技術者及び主任技術者に係る要件

(ア)　参加申込期限の日以前に、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(イ)　管理技術者及び総合（意匠）主任技術者にあっては、一級建築士であって、現在の所属企業等において、病院の設計業務を行った実績を有すること。（管理技術者については、管理技術者又は総合(意匠)主任技術者若しくはこれに類する立場としての実績に限る。）

(ウ)　構造主任技術者にあっては、一級建築士又は構造設計一級建築士であること。

(エ)　電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者にあっては、建築設備士、技術士（技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門で合格し、同法による登録を受けている者をいう。）、一級建築士又は設備設計一級建築士であること。

⑸　その他

同一の事業者が、単独の法人、構成員又は協力企業として重複して参加することはできない。